区のお知らせ

足立区
企画室
TEL（888）2151

人口調べ
（昭和42年1月1日現在）

世帯	150,036
男	267,362
女	253,862
計	521,224

（前月より586人の増）

無料区民相談案内

▶結婚・税務・経営・保護相談◀
日曜日を除く毎日、時間は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前中。場所は旭町仮庁舎内。ただし木曜日は午後1時から産業振興館で行ないます。

納税申告は3月15日までに

一本化された申告方法「確定申告」だけで済みます
個人事業税・住民税申告の場合

所得税の確定申告

区・都民税の申告ことしから地方税法が改正になり、申告期限が三月十五日までとなりました。

所得税の確定申告とは、二月十六日から三月十五日までの間に、税務署へ申告書を提出しなければなりません。

申告用紙などは二月中旬ごろみなさんのお宅へ郵送します。もし届かなかったり紛失されたかたは、区役所（課税課）またはもよりの出張所に備えてありますので請求してください。

申告の期限までに提出しないときは、社会保険料、生命保険料などの所得控除や税額控除が受けられなくなりますのでご注意ください。

所得税の確定申告書を税務署へ出したかたは、ことしから個人事業税や特別区民税・都民税（個人）の申告書を出す必要がなくなりました。これは、税務署の確定申告書にもとづいて課税されることになったからで、それだけ納税者の手数がはぶけることになったわけです。

ただし、所得税の申告義務はないが、個人事業税または特別区民税・都民税（個人）の申告義務のあるかたは、従来どおり都税務事務所あるいは区役所へ申告していただくことになっていますのでご注意ください。

申告書の提出先

◇所得税――足立税務署　千住旭町五二（八八八）六二四一
◇個人事業税――足立税務事務所　千住二丁目七二（八八一）三一〇六
◇区・都民税――足立区役所・第二庁舎（旧梅島支所）

ただし、区・都民税の申告については、次の日時は最寄りの出張所でも申告できますから、ご利用ください。

◉第一～十出張所　三月九日（木）・十日（金）・十一日（土）
◉第十一～二十出張所　三月十三日（月）・十四日（火）

※受け付け時間は午前九時から午後四時まで、土曜日は午前中。

共同説明会を開きます

納税者のみなさんが正しい申告ができるように、次の日程で税務署・都・区が共同して説明会を開きますから、ぜひお近くの会場へおいでください。

◇三月十三日（月）　足立区産業振興館（八八一）一六六八
◇三月十四日（火）　足立区生活館（六〇五）五一九六
◇三月十五日（水）　足立区青年館（八八七）〇〇六一

時間はいずれも午後一時から四時までです。

退職金の住民税は特別徴収に

ことし一月一日から退職金に対する住民税（都・区民税）の課税方法が変わりました。

これまでは、退職金を受けた年の翌年に課税されていましたが、この新しい制度によりますと、退職者に退職金が支払われるときに、その特別徴収義務者（雇い主）が住民税を天引きして、納入することになったわけです。

ただし、次の場合は課税されません。

◇本人が死亡のため退職となりその相続人が受ける退職金。
◇退職者または死亡退職者の遺族が、退職にともなう転居のために通常必要とみられる範囲内で支給される旅費など。
◇昭和四十一年十二月三十一日以前に支払われることが確定した退職金で、昭和四十二年一月一日以後に支払われるもの（これに対しては従来の方法で課税されることになります）。
◇一つの勤め先を退職したことにより、二つ以上の退職金を受けるような場合、その最初の退職金の支払いを受ける日が、昭和四十一年十二月三十一日以前である場合における本年一月一日以後に支給される退職金。
◇退職金が支払われるべき日の属する年の一月一日現在において生活保護による生活扶助を受けている人に支払われる退職金。

※退職金とは――退職によってその勤めていた会社などから支払われる退職手当・一時恩給・その他退職により一時に受ける給与、およびこれらと同じような性質の給与などをいいます。

退職所得申告をお忘れなく

退職金の支払いを受ける人は、それが支給されるまでに退職所得申告書（所得税の退職所得の受給に関する申告書と同じもの）を支払義務者（雇い主）を通じて、その退職した年の一月一日現在の住所地にある区市町村長にお出しください。（これは、退職金支払義務者に届ければよいことになっています。）

※ただし、会社役員の退職金などの決議を要するものについては、その決議のあった日を退職日とみなします。

特別徴収義務者のかたへ

退職金から徴収した税金は、その退職者が退職した年の一月一日現在における住所地の区市町村に納入してください。納期限は、特別徴収した月の翌月十日までです。

納入にあたっては、とくにこの点にご注意ください。

所得税は、源泉徴収義務者の事務所などの所在地を管轄する税務署に一括して納入することになっていますが、住民税の場合は、退職金の支払いを受ける人が「退職した年の一月一日現在の住所地」の区市町村ごとに納入していただくことになっています。

特別徴収義務者が特別徴収して納入しなければならない退職金に対し、その所得割を故意に納入しなかった場合は、延滞金はもとより過少申告加算金・不申告加算金あるいは重加算金などを課せられることがあります。

なお、退職所得申告書・特別徴収票（退職所得の源泉徴収票）は税務署に、納入書（納入申告書）は区市町村の窓口にそれぞれ備えてあります。

就学通知書がこないときは

ことしの四月、小学校へ入学する児童の就学通知書は一月二十五日から二月十日までの間に各家庭につくことになっています。万一この期間が過ぎても通知書がこなかったときは、旭町仮庁舎内、教育委員会事務局学務課学事係へお問い合わせてください。

区役所新庁舎 もうすぐ完成
事務の取扱いは3月6日から

区民のみなさまにたいへんご不便をおかけしていましたが、区役所の新庁舎は今月中に元の場所（千住二丁目五〇）に完成しまして、新庁舎での事務取り扱い開始は三月六日（月）からの予定です。

現在の仮庁舎からの移転は、三月四・五日に行ないますが、その間の宿日直事務はそれぞれの仮庁舎で取り扱います。

なお、くわしいご案内は、別号をもってお知らせします。

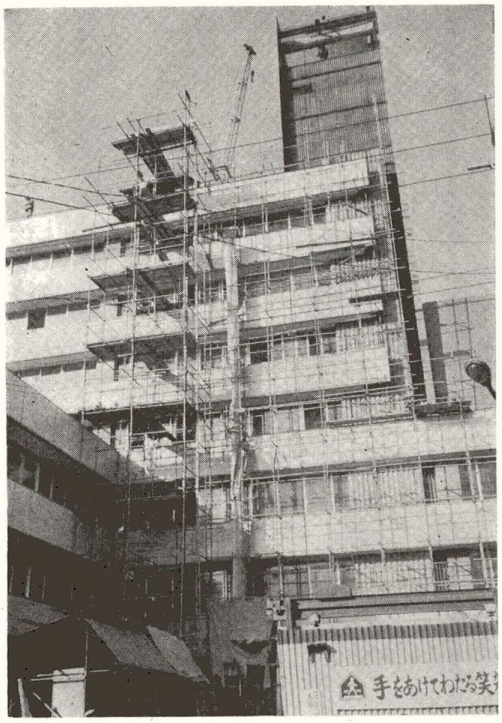

完成も間近い区役所新庁舎

保育園児募集

保育園の入園手続きはいつでも福祉事務所で扱っていますが、とくに四月の入園については次により行ないます。

受付期限　二月十日まで

受付場所　地域によって二か所に分かれています。

①梅田町、梅田一～八丁目、梅島一～三丁目、本木全域、西新井町、栗原町、興野町、島根町、六月町、保木間町、西保木間一～四丁目、保塚町、竹塚町、竹の塚一～七丁目、伊興町全域。
この地域は……
中部福証事務所（梅田町一八四　電話八八九―四八一）

②その他の地域は……
足立福証事務所（千住竜田町一〇　電話八八八―三一四一）

区内の保育園

区立　▽千住一千住元町三二　▽日の出一日の出町一五　▽緑町一緑町二丁目一一八　▽五反野一足立二丁目二六一一四　▽若松一中央本町二丁目一三一一〇　▽上沼田一上沼田町一二五九　▽第二上沼田一上沼田町一二五九　▽東谷中一東谷中町四一二　▽綾瀬一青井三丁目一六一六　▽神明町一神明町六二一　▽北宮城一北宮城町一一九九　▽本木一本木東町一八　▽興野一興野町八四　▽梅田子供の家一梅田七丁目二〇　▽西新井一西新井町三八

私立　▽子ひばり一足立二丁目三三一二　▽大住一中川一丁目三一二六　▽美松一東和二丁目五一二七　▽高和一足立四丁目三一ノ四　▽江北一上沼田町九六一　▽三星一宮城町一丁目二〇一三　▽新田一新田二丁目一一〇　▽渕江一竹の塚二丁目九一三　▽島根一梅島三丁目二四一一八　▽小右衛門一梅島二丁目一三一一三　▽上宮一梅田四丁目二〇一一二　▽いづみ一七木一丁目六六六　▽興野一興野町八四　▽梅田子供の家

西新井地区に新住居表示
3月15日から実施

西新井町、伊興町諏訪木など七町の各一部が三月十五日から住居表示で下図のように西新井一六丁目となります。

今回の住居表示は第八回めのもので実施面積は一・三〇平方キロメートル、人口約一万七千人。これで住居表示の実施率は五十五パーセントになりました。

次の実施は、五月ごろ島根地区を予定しています。

第八次住居表示実施区域略図

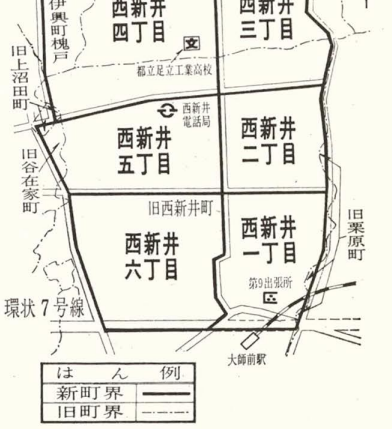

2月28日まで　固定資産税四期分

特別徴収義務者が特別徴収して納入した税金は、その年の一月一日現在の住所地の区市町村ごとに納入していただくことになっています。

なお、特別徴収義務者が特別徴収して納入しなければならない退職金に対し、その所得割を故意に納入しなかった場合は、延滞金はもとより過少申告加算金・不申告加算金あるいは重加算金などを課せられることがあります。

なお、退職所得申告書・特別徴収票（退職所得の源泉徴収票）は税務署に、納入書（納入申告書）は区市町村の窓口にそれぞれ備えてあります。

なお、退職所得の源泉徴収票は区市町村の窓口にそれぞれ備えてあります。

献血と預血

献血と預血のちがいは、おもに血液を受けるときの期限と量にあります。預血は三年過ぎると受ける権利を失ない、その量は預けた分だけ。しかし、献血は二百CC献血した人でも保存血液がたくさんあれば、一度にいくらでもまた何回でも受けることができ、献血手帳は一生、日本国中どこでも使えます。

預血は、預けた分だけ無料で受けられると思われがちですが、献血と同じく二百CC千六百五十円を支払わなければなりません。

一方、血液の補充割合は、四十一年六月現在で献血五三・二パーセント、預血三四・四パーセントで、売血二・四パーセントとなっています。厚生省では、献血が四十二年七〇パーセント、四十四年百パーセントになるよう運動を進めたいといっています。

■ 区役所の電話番号　緑町仮庁舎（888）2151　旭町仮庁舎（888）2161　千住1丁目仮庁舎（881）3151　第二庁舎（886）3165

区議会だより

第4回区議会定例会

四十年度決算など審議

献血区宣言を決議す

昭和四十一年第四回区議会定例会は、昨年十二月十三日から千二小の屋内体操場で開かれ、献血区宣言の決議、四十年度一般会計、特別会計決算や区税条例の一部改正など十六議案を原案のとおり認定、可決し、さらに請願・陳情を七三件議決して十二月二十三日に閉会しました。審議したおもな議案は次のとおりです。

▽四十年度一般会計決算（決算額、歳入七十二億四千五十一万二百九十二円、歳出六十八億九百四十八万三千五百円）

▽四十年度国民健康保険特別会計決算（決算額、歳入七億七千四百万六千三百万六千九円、歳出七億七千四百万六千三百十一円）

▽四十年度賀屋事業特別会計決算（決算額、歳入二千四百四十六万六千六百九十八円、歳出二千三百万六千四百八十五円）

以上三件の決算はいずれも認定されました。

▽四十一年度一般会計補正予算第四号（五千七百五十六万八千円追加）―この補正で本年度の一般会計の予算総額は八十三億五千四百八十二万円となりました。

▽区税条例の一部改正―この改正に伴い所得税の確定申告書を提出した者は区民税の申告書の提出をしなくともよいことになり、また退職手当から直接区民税を徴収する。

▽町区域の新設、一部変更―島根町六月町の地域が、五月から住居表示の実施によって島根一～四丁目、六月一～二丁目と新しい町名に変わる予定です。

▽特別区人事務組合規約、鶴瀬荘、本木寮、江北寮が二十三区の共同管理となります。

▽区道の認定（梅島一丁目三ノ一〇から七ノ一、延長一三二メートル、伊興町白幡一の五三ノ一か考え、既に支払った金額の返還を同町前沼一三一五ノ一、延長六一一ノ四、延長三八メートル、綾瀬土地区画整理施行区域の第一工区内、綾瀬川以西第一土地改良区域内）ならびに廃止など。

献血区宣言

区内には、身体の諸疾患者とともに交通災害による障害者が激増の傾向にあり、この人々との生命の安全を図るため、本区を献血区にする宣言文が決議されました。

産業文化の発展による国民生活の向上とともに、近代医学の進歩は目ざましいものがある。しかるに区内には身体の諸疾患者のほかに、近年交通災害多発による障害者が激増の傾向にあることは真に憂慮に堪えないところである。

これら不幸な者の尊い生命の安全をはかることは、区民の等しく希求するところであり、輸血によって本区から痛ましい犠牲者の絶滅を期するため、愛の献血思想の普及徹底をはかり、区民の心要とする輸血用血液を確保するため足立区を献血区に宣言する。

右決議する。

昭和四十一年十二月二十三日

東京都足立区議会

献血区宣言に関する決議

代表質問

自民党

▽新庁舎敷地の訴訟について

昭和三十八年一月買収した区役所の屋内体操場で開かれ、献血区宣言の決議、四十年度一般会計、特別会計決算や区税条例の一部改正など十六議案を原案のとおり認定、可決し、さらに請願・陳情を七三件議決して十二月二十三日に閉会しました。審議したおもな議案は次のとおりです。

▽四十年度一般会計決算（決算額、歳入七十二億四千五十一万二百九十二円、歳出六十八億九百四十八万三千五百円）

▽四十年度国民健康保険特別会計決算（決算額、歳入七億七千四百万六千三百万六千九円、歳出七億七千四百万六千三百十一円）

▽四十年度賀屋事業特別会計決算（決算額、歳入二千四百四十六万六千六百九十八円、歳出二千三百万六千四百八十五円）

以上三件の決算はいずれも認定されました。

▽四十一年度一般会計補正予算第四号（五千七百五十六万八千円追加）―この補正で本年度の一般会計の予算総額は八十三億五千四百八十二万円となりました。

▽区税条例の一部改正―この改正に伴い所得税の確定申告書を提出した者は区民税の申告書の提出をしなくともよいことになり、また退職手当から直接区民税を徴収する。

▽町区域の新設、一部変更―島根町六月町の地域が、五月から住居表示の実施によって島根一～四丁目、六月一～二丁目と新しい町名に変わる予定です。

▽特別区人事務組合規約、鶴瀬荘、本木寮、江北寮が二十三区の共同管理となります。

▽区道の認定（梅島一丁目三ノ一〇から七ノ一、延長一三二メートル、伊興町白幡一の五三ノ一か考え、既に支払った金額の返還を同町前沼一三一五ノ一、延長六一一ノ四、延長三八メートル、綾瀬土地区画整理施行区域の第一工区内、綾瀬川以西第一土地改良区域内）ならびに廃止など。

献血区宣言

区内には、身体の諸疾患者とともに交通災害による障害者が激増の傾向にあり、この人々との生命の安全を図るため、本区を献血区にする宣言文が決議されました。